

議 第 1 5 号 議 案

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について
水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を別紙のとおり、富士見市議
会議規則第13条の規定により、提出します。

令和4年6月17日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を地方自治法第99条の規定に
基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

我が国では、主食用米の生産量を抑制する減反・転作政策を進めてきたが、昨年末、農林水産省から水田機能を有する農地における主食用米から麦・大豆・牧草などの他作物への作付転換を支援する水田活用の直接支払交付金の見直しを行い、令和4年度から5年間に一度も水を張らない水田は交付金の対象から除外するなどの方針が示された。

これまでに転作に協力してきた農家においては、この交付金が得られることを見込み、水田を畑として利用して農業を行っている者もいることから、この見直しに伴い、経営の支えとしてきた交付金の対象外となることによって、今後、経営困難に陥る農家や離農による耕作放棄地の増加が懸念される。

公表された見直しについては、現場の課題を検証しながら進めていくとされているが、農家や関係団体等からは、説明不足との声や今後の経営に関する不安の声が上がるとともに、今後の農業経営の見通しや融資の計画が立てられないなど深刻な影響が生じている。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、今回の見直しに関して説明を徹底し、改めて農業現場の実情を把握するなど、この見直しが農業関係者に与える影響の大きさを認識し、農家の安定した経営を支えるための予算を充実するとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しによる影響について十分に配慮するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
農林水産大臣	金子原二郎	様